

告 示

埼玉県告示第七百六十七号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（区域線測量業務（H三十北部一〇二十七））

三 作業地域

さいたま市北部建設事務所管内

四 作業期間

平成三十年五月十五日から平成三十一年三月八日まで